

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年3月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500322 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500122 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 県 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成元年 4 月 1 日から A 県 B 事業所に C 職として勤務した。

雇用期間は毎回 8 か月間で合計 3 期間勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 県 B 事業所における勤務期間に関する A 県の回答及び請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の陳述により、請求者が請求期間の一部である平成元年 4 月 5 日から同年 11 月 30 日まで A 県 B 事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 県 B 事業所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については、資料の保管がなく不明である旨回答している上、A 県が提出した請求者に係る平成元年 4 月分から同年 11 月分までの賃金内訳によると、全ての月の社会保険料欄には斜線が引かれており、厚生年金保険料控除額の記載がなく、いずれの月においても就労日数は 15 日以下であることが確認できることから、請求者の就労形態は厚生年金保険の被保険者としての要件を満たしていなかったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500014 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500123 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 11 月 1 日から同年 11 月 16 日まで

私は、A 社を平成 22 年 11 月 15 日に退職したにもかかわらず、国の記録では厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年同月 1 日とされているので、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法第 14 条第 2 号によると、「その事業所又は船舶に使用されなくなったときに該当するに至った日の翌日に被保険者の資格を喪失する」とされ、「その事業所に使用されなくなったとき」については、実質は使用関係の消滅とみるのが妥当とされるような場合においては、被保険者の資格を喪失すると解釈されている。

このことについて、A 社が発行した退職証明書の写しにより、請求者の同社における退職日は平成 22 年 11 月 15 日であることが確認できるものの、請求者に係るタイムカード及び賃金台帳の写しによると請求者は請求期間において、同社に労務の提供をしておらず、当該期間に係る給与の支払いを受けていないことが確認できる。

なお、請求者は、退職日が平成 22 年 11 月 15 日であることから、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同月 16 日である旨を主張しているが、前述のとおり厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、労働者と使用者との雇用契約が法律上終了した日を指すものでないことから、退職日をもって厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同月 16 日とするものではない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできず、喪失日を訂正する理由もない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500314 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500124 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）及び C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 6 月から昭和 49 年 2 月まで

私は、請求期間において、A 社（現在は B 社）の事業主の母親が同社の近隣で経営していた C 事業所にウェイターとして勤務していた。

A 社の業務を行ったことはないが、同社の事業主からピンク色の健康保険被保険者証をもらったことを記憶しているので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社の事業主から健康保険被保険者証を受け取り、C 事業所に勤務していた旨陳述している。

しかしながら、B 社の事業主は、請求期間当時の人事記録等の資料は保管していないが、同社に在籍して C 事業所で勤務した従業員はいない旨陳述している。

また、請求期間当時から、同社に勤務している複数の同僚は、請求者が勤務していた記憶はない旨回答している。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間において請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番は無い。

一方、C 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、同事業所は昭和 50 年 8 月 2 日付けで厚生年金保険の任意適用事業所となっているところ、同事業所に係る商業登記簿謄本によると、請求期間より後に法人として登記されており、事業態は飲食業であったことから、同事業所は、請求期間当時、厚生年金保険法に定められる強制適用の対象事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。